

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設への改善勧告について

職員による利用者への虐待事案が発生した下記施設に対し、令和5年2月2日に監査を実施した結果、運営に関する基準に従った適正な運営が行われていないものと認められたため、障害者総合支援法第49条第2項に基づき、下記のとおり本日付けで改善勧告を行った。

記

1 対象施設

施設名 障害者支援施設かもめ苑
所在地 外ヶ浜町字平館根岸小川20-1
設置者名 社会福祉法人平館福祉会

2 虐待事案の概要（公表済）

当該施設において、令和4年10月9日に施設職員による男性利用者への虐待（利用者の頬を平手打ちしたもの）が施設において確認された。

また12月10日には、別の施設職員による別の男性利用者への虐待事案（利用者の下半身を撮影した動画を外部の人間に送信したもの）が施設において確認された。

3 改善勧告内容

(1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努めなければならない本施設において、職員による利用者への虐待行為が上記2のとおり令和4年度中に2件発生し、いずれの行為も障害者虐待として認定されたことが確認されたことから、以下のとおり改善措置を講じること。

① 令和4年10月及び12月に発生した各虐待事案について、それぞれの虐待事案が発生した要因を検証するとともに、当該要因を踏まえた再発防止策を令和5年3月31日までに策定すること。

② 策定した再発防止策は速やかに実施すること。

③ 策定した再発防止策を令和5年3月31日までに県へ報告すること。

また、再発防止策の実施状況を令和5年度から令和7年度までの3年間、半期毎（9月及び3月）に県へ報告すること。

(2) 虐待防止委員会における各委員の責務及び役割分担を明確化させ、各委員が自らの責務を自覚し、必要な役割を果たしているかどうか確認できる体制を令和5年3月31日までに整備すること。

また、整備した体制の内容を令和5年3月31日までに県へ報告すること。

(3) 以下の項目を定めた「虐待防止のための指針」を令和5年3月31日までに作成すること。また、作成した指針の内容を令和5年3月31日までに県へ報告すること。

【項目】

- ア 施設における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針